

第 4 章 愛知県の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

4.1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本目標を達成し、愛知県を強靱化する意義を実現するために必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、愛知県の強靱化の現状と課題を示す。

脆弱性評価にあたり、国土強靱化基本計画で設定されている 8 つの「事前に備えるべき目標」と 45 の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)をもとに、愛知県の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、4344 のリスクシナリオを設定した。(地震以外のリスクに関する事態及び地域性から該当しない事態等を削除するとともに、地域の視点として避難所の機能不足等に関する事態(6-56)及び住居確保等の遅延による事態(8-6)を追加した。)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模地震自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4 堤防の沈下、水門等の倒壊大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水での多数の死傷者の発生
	1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模地震自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模地震自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下
	3-4 名古屋市三の丸地区等の地方行政機関、県、市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

4 大規模地震自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模地震自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3 コンピナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-6 食糧等の安定供給の停滞
6 大規模地震自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5 異常湧水や火山噴火等による用水の供給の途絶
	6-56 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-4 排水機場等の防災施設、ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出
	7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-7 風評被害等による国家経済等への甚大な影響
8 大規模地震自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

4.2 個別施策分野と横断的分野の設定

国土強靱化基本計画において設定された施策分野（12の個別施策分野及び3の横断的分野）をもとに、項目の追加や統合、表現の修正を行い、11の個別施策分野及び4の横断的分野を設定した。

（基本計画における「産業構造」と「金融経済」の個別施策分野を「産業・経済」として統合するとともに、地域の視点として横断的分野に「産学官民・広域連携」を追加した。）

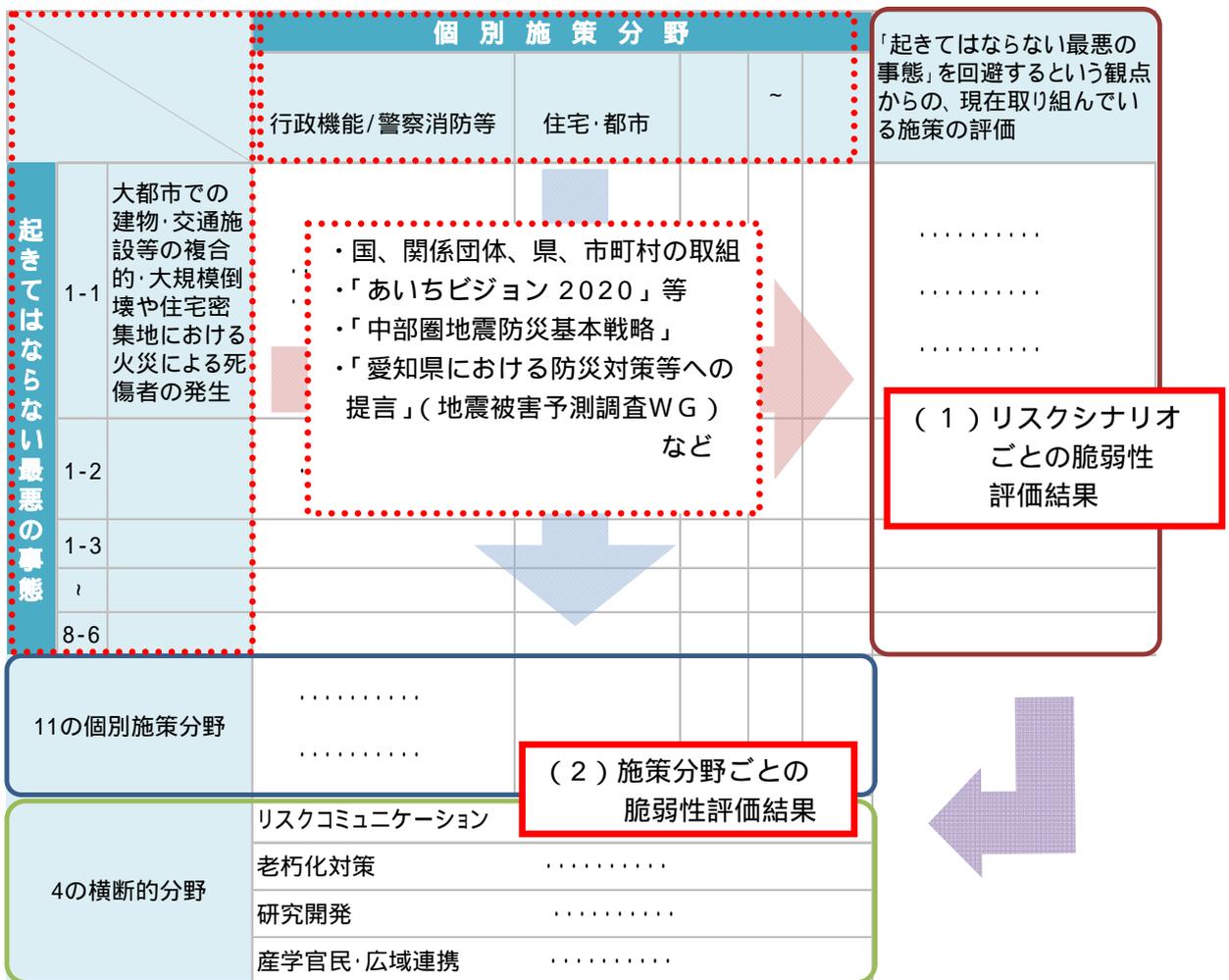
個別施策分野	横断的分野
行政機能 / 警察・消防等	リスクコミュニケーション
住宅・都市	老朽化対策
保健医療・福祉	研究開発
エネルギー	産学官民・広域連携
情報通信	
産業・経済	
交通・物流	
農林水産	
国土保全	
環境	
土地利用	

4.3 脆弱性評価の実施手順

基本法（第9条第5項、第17条第1項）において、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこととされており、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考とした。

国・関係団体（検討会議）・県内部の取組状況の把握に加え、「あいちビジョン2020」等の本県の計画等、「中部圏地震防災基本戦略」（南海トラフ地震対策中部圏戦略会議策定）、「愛知県における防災対策等への提言」（愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等地震被害予測調査ワーキンググループ）などをもとに愛知県の脆弱性を総合的に評価した。

脆弱性評価結果については、（1）リスクシナリオごと、（2）施策分野ごとに整理した。



図．脆弱性評価の手順

4.4 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果、施策分野ごとの評価結果は、それぞれ（別紙1）（別紙2）のとおりである。

ここで、リスクシナリオごとの達成度・進捗の把握にあたっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに重要業績指標（KPI: Key Performance Indicator）をできる限り選定した。

(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1) 大規模地震自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の住宅・建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。さらに、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を推進する必要がある。

(交通施設等における脆弱性の解消)

交通施設等について、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、更に重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図る必要がある。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。

(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や、大規模盛土造成地のマップを公表し、施設等の所有者に啓発するなど、施設等の安全性を向上させる必要がある。

(火災に強いまちづくり等の推進)

大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を促進する必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

名古屋駅周辺など、不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る必要がある。また、混乱の発生を避けるため、駅等に人を集中させない取組を実施する必要がある。

(重要業績指標)

国補助制度(消防防災施設整備費補助金)及び県補助制度を合わせた、市町村の整備需要への対応度合い(補助採択率): 100%(H35)
住宅の耐震化率: 85%(H23) 95%(H32)
耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数: 15,302棟(H23) 1/5に削減(H32)
避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業: 459ha(H35)
地震時等に著しく危険な密集市街地の解消: 104ha(H23) 100%解消に近づける(H32)
3公園(大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地)の用地取得: 1.4ha(H35)
大規模盛土造成地の有無等の公表率: 7.4%(H26) 50%(H28)
愛知県管理道路の無電柱化延長: 11.8km(H35)
緊急輸送道路等の橋梁の耐震化: 40橋(H35)
臨港道路橋梁の耐震化: 3橋(H35)

() 内には、現状及び目標達成の年次を表示している。(以下同じ。)

1 - 2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化する必要がある。私立学校施設の耐震化については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける必要がある。

(災害対応能力の向上)

災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、関係機関の災害対応力の向上を図る必要がある。

(重要業績指標)

社会福祉施設の耐震化率：92.8% (H25) 94.5% (H30)
災害拠点病院、病院群輪番制参加病院の耐震化率：69.0%(H26) 85%(H35)
(再掲)耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数：15,302棟 (H23)
1/5に削減 (H32)
県有施設の耐震化率：85% (H25) 100% (H35)
天井・外壁等落下防止対策に関する説明会・研修会：1回/年開催
県立学校の建物(BランクIS値0.3以上0.7未満)の耐震化(531棟)：100% (H28)

1 - 3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(津波防災地域づくり)

地域の実情に合った避難方法の構築や、津波ハザードマップの作成・見直し、市町村における災害履歴調査の具体実施、**土地利用のあり方の検討、防災気象情報の利活用**など、関係機関が連携してハード対策とソフト対策を組み合わせた**対策を推進する必要がある。「多重防御」により被害を最小化し、津波防災地域づくりを進める必要がある。**

(河川・海岸堤防の耐震化等の推進)

津波等により浸水することを防ぐため、堤防等の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。

(避難場所・避難路の確保・整備等)

ゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域など、著しい浸水・津波災害が生じる恐れがある地域については、道路等の高架施設、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保するとともに、津波避難タワー等の整備、津波避難ビルの指定を進める必要がある。また、これらの避難場所に至る、通学路や歩行空間を含めた避難路・避難階段等の整備のほか、学校、幼・保育園、排水機場等の高所へ避難するための階段設置等を進める必要がある。

(河川・海岸の水閘門・排水機場等の耐震化の推進)

河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する必要がある。

(河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

津波の到達時間が短い地域等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する必要がある。

(海岸防災林の機能の維持・向上)

海岸防災林については、飛砂防備や潮害防備とともに津波に対する減勢効果を併せ持つことから、その機能の維持・向上を図っていく必要がある。

(海岸レジャー施設等の安全確保)

海水浴場その他海岸・河川沿いに立地するレジャー施設等については、周辺の地理に不案内な一時滞在者が集中することから、避難場所及び避難経路を確保し、避難誘導看板を設置するとともに、有効な情報伝達手段を検討し、迅速・的確な避難・誘導体制を構築する必要がある。

(重要業績指標)

最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合：

該当市町村全て (19 市町村) (H35)

浸水・津波避難ビル等を指定している市町村の割合：該当市町村全て (27 市町村) (H35)

浸水・津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合：該当市町村全て (27 市町村) (H35)

本県被害予測調査において浸水が想定される市町村のうち、浸水・津波避難計画を策定する市町村：該当市町村全て (27 市町村) (H35)

本県被害予測調査において浸水が想定される市町村が行う浸水・津波対策への補助事業採択：該当市町村全て (27 市町村) (H35)

南海トラフ地震等対策事業費補助金の「緊急浸水・津波総合対策事業 (浸水・津波避難施設整備事業)」を活用する市町村：該当市町村全て (27 市町村) (H35)

海岸防災林の機能維持・向上：270ha (H27 ~ H35)

農業水利施設の屋上等高所へ避難するための階段等を設置：3 箇所 (H26) 30 箇所 (H35)

海岸堤防 (農村振興局所管) の耐震化：9.7km (H26) 12.1km (H35)

農業用排水機場の耐震化：19 箇所 (H26) 79 箇所 (H35)

河川堤防の耐震化：57.2km (H35)

海岸堤防 (水管理・国土保全局所管) の耐震化：20.7km (H35)

海岸堤防 (水管理・国土保全局所管) の補強・補修：5.0km (H35)

海岸堤防 (港湾局所管) の耐震化：2.9km (H35)

海岸堤防 (水産庁所管) の耐震化：3.4km (H35)

海岸堤防 (港湾局所管) の補強・補修：0.9km (H35)

漁港の津波対策施設の新規設置：1.4km (H35)

河川の水閘門・排水機場等の耐震化：27 施設 (H35)

海岸の水門等 (水管理・国土保全局所管) の耐震化：20 基 (H35)

海岸の水門等 (港湾局所管) の耐震化：18 基 (H35)

海岸の水門等 (水産庁所管) の耐震化：32 基 (H35)

河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：3 施設 (H35)

海岸の水門等 (水管理・国土保全局所管) の自動閉鎖化・遠隔操作化：12 施設 (H35)

海岸の水門等 (港湾局所管) の自動閉鎖化・遠隔操作化：5 施設 (H35)

海岸の水門等 (水産庁所管) の自動閉鎖化・遠隔操作化：10 施設 (H35)

教職員の初任者に対する防災に関する校内研修：32.6% (H25) 90% (H35)

各特別支援学校の実情に応じた防災マニュアルの作成を推進するための指導・支援実施校数：15 校程度 / 年 (H26 ~ H35)

各教職員の防災意識の向上を図るため、教職員研修の中に体系的に導入された防災研修実施回数：特別支援学校 各校 1 回以上 / 年 (H26 ~ H35)

防災教育指導者の養成：600 人 / 年 (H26 ~ H35)

高校生防災リーダーの育成：60 人 / 年 (H26 ~ H35)

1 - 4 大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水での多数の死傷者の発生

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

河川・海岸堤防、水門等の耐震化、河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策を進めるとともに、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備を推進する必要がある。あわせて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、これらハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する必要がある。

(ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

河川・海岸の堤防、水閘門・排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。

(河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する必要がある。

(地下空間における浸水対策等の強化)

地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、利用者に対して事前の周知を図り、浸水対策及び避難誘導等安全対策の強化を図る必要がある。

(河川の改修)

都市部を流域にもつ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、河川改修を推進する必要がある。

(高潮対策施設の整備)

堤防の高さが低い箇所においては、高潮により背後地が浸水することを防ぐため、海岸保全施設や河川管理施設を整備する必要がある。

(浸水想定区域の指定・見直し)

最大クラスの洪水・高潮・内水に関する浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る必要がある。

(ダム建設事業の推進)

下流域での急激な水量増加を防ぐため、適切な水量調整機能を確保するために、ダム建設事業を推進する必要がある。

(重要業績指標)

本県被害予測調査において浸水が想定される市町村のうち、浸水・津波ハザードマップを作成する市町村：該各市町村全て(27市町村)(H35)
浸水・津波避難訓練の実施：1回/年(H35)
本県被害予測調査において浸水が想定される市町村のうち、津波避難訓練を毎年度実施する市町村：該各市町村全て(19市町村)(H35)
訓練の実施：4回程度/年(H35)
(再掲) 浸水・津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合：該各市町村全て(27市町村)(H35)
(再掲) 海岸堤防(農村振興局所管)の耐震化：9.7km(H26) 12.1km(H35)
(再掲) 農業用排水機場の耐震化：19箇所(H26) 79箇所(H35)
(再掲) 河川堤防の耐震化：57.2km(H35)
(再掲) 海岸堤防(水管理・国土保全局所管)の耐震化：20.7km(H35)
(再掲) 海岸堤防(水管理・国土保全局所管)の補強・補修：5.0km(H35)
(再掲) 海岸堤防(港湾局所管)の耐震化：2.9km(H35)
(再掲) 海岸堤防(水産庁所管)の耐震化：3.4km(H35)
(再掲) 海岸堤防(港湾局所管)の補強・補修：0.9km(H35)
(再掲) 漁港の津波対策施設の新規設置：1.4km(H35)
(再掲) 河川の水閘門・排水機場等の耐震化：27施設(H35)
(再掲) 海岸の水門等(水管理・国土保全局所管)の耐震化：20基(H35)

- (再掲) 海岸の水門等(港湾局所管)の耐震化: 18 基 (H35)
- (再掲) 海岸の水門等(水産庁所管)の耐震化: 32 基 (H35)
- (再掲) 河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化: 3 施設 (H35)
- (再掲) 海岸の水門等(水管理・国土保全局所管)の自動閉鎖化・遠隔操作化: 12 施設 (H35)
- (再掲) 海岸の水門等(港湾局所管)の自動閉鎖化・遠隔操作化: 5 施設 (H35)
- (再掲) 海岸の水門等(水産庁所管)の自動閉鎖化・遠隔操作化: 10 施設 (H35)

1 - 5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

(土砂災害対策の推進)

広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として市町村と連携して避難訓練を実施するほか、土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所の周知を図り、市町村が行う警戒避難体制確立の支援を行う必要がある。

一方、想定している規模以上の大規模な土砂災害(深層崩壊)等に対しては、ハード対策では限界があるため、最低限、人的被害防止につながるようソフト対策による各種施策を検討する必要がある。

(ため池の耐震化等の推進)

県内に農業用ため池は約 2,400 箇所あるが、その多くはため池の下流まで宅地化が進んでおり、万一決壊した場合、下流の人家等に影響を及ぼすおそれのあるため池(防災重点ため池)が 735 箇所ある。防災重点ため池について耐震診断、耐震改修を推進するとともにハザードマップ作成を支援するなど、ソフト対策も充実する必要がある。

(森林・農地等の保全機能の低下への対応)

山村の地域活動の停滞に伴う森林・農地等の管理放棄による国土保全機能の低下を防ぐため、集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されるため、基幹的水利施設をはじめとする農業用施設の耐震化や保安林の維持・造成に必要な治山施設等の整備を進める必要がある。森林の整備に当たっては、周辺道路の適切な維持管理とともに、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。

(亜炭鉱跡地対策の促進)

亜炭鉱跡の実態を把握するための調査及び充填に関する事業の実施など、亜炭鉱跡地対策の促進する必要がある。

(市町村への支援)

市町村における避難勧告等の防災対応の判断を支援するとともに、住民が日頃から土砂災害に関する正しい知識を身につけ、命を守るために自ら判断して行動できるように関係者が連携して取組を進める必要がある。

(重要業績指標)

- 治山施設の整備: 108 箇所 (H27 ~ 35)
- 大規模農業水利施設の耐震化、基幹的農業水利施設の耐震化: 2 地区(国・機構営)(H26)
3 地区(国・機構営)(H35)、48.9km(県営)(H35)
- 間伐の実施により多面的機能を発揮させる森林面積(H23からの累計): 13,226ha (H25)
26,000ha (H27)
- 農業用ため池の耐震診断の実施: 603 箇所(H26) 681 箇所 (H35)
- 農業用ため池の耐震化等の整備: 31 箇所 (H26) 118 箇所 (H35)
- 農業用ため池のハザードマップの作成: 598 箇所(H26) 681 箇所 (H35)
- 土石流対策施設等の整備: 59 箇所 (H35)
- 急傾斜地崩壊防止施設の整備: 53 箇所 (H35)
- 地すべり防止施設の整備: 1 箇所 (H35)
- 土砂災害防止法に基づく基礎調査: 9,400 箇所 (H31)

1 - 6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(効果的な教育・啓発の実施)

住宅の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。

(情報伝達手段の多様化の推進)

市町村における J アラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、**インフラ事業者等の災害情報共有システム(Lアラート)の導入促進や関係者間の合同訓練**、ラジオ放送局の難聴対策、住民リストの整備、旅行者に対する情報提供や**やさしい日本語や多言語による多言語情報発信のための体制整備**、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する必要がある。

外国人を含む旅行者への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」を整備し情報伝達の手段とするなど、多面的な施策を着実に推進する必要がある。

(情報収集手段の多様化の推進等)

ETC2.0 車載器及び ETC2.0 対応カーナビから収集したプローブ情報や民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS 波浪計の設置・活用等、IT を活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する必要がある。また、災害時に必要な情報を伝達・収集するための各種防災関係システムの統合化や、プラットフォームの共通化を図る必要がある。

S N S を利用し個人から発信される災害関連情報の信憑性を高めるため、対災害 S N S 情報分析システム等の利用を検討する必要がある。

(情報の効果的な利活用に向けた人員・体制の整備)

情報収集・提供手段の効果的な利活用をより一層充実させるため、情報収集・提供の主要な主体である自治体を始め、教育機関や地域で防災等の役割をもつ団体の人員・体制を強化する必要がある。

(情報伝達手段・体制の確保)

- 防災行政無線、警察・消防等の通信施設及び民間放送事業者(テレビ局、ラジオ局)の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る必要がある。

(交通渋滞による避難の遅れの回避)

- 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、信号機電源付加装置の整備の推進や、自動車避難のルールの検討等を行う必要がある。

(避難勧告等の発令)

- 市町村が行う避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。また、関係機関が連携して、説明会の開催やデータ提供等、専門的知見に基づく市町村への技術的助言等を行う必要がある。さらに、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる必要がある。

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 最大クラスの洪水・高潮・内水に関する浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく必要がある。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく必要がある。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、避難を促す状況情報の提供を行う必要がある。

(避難の円滑化・迅速化)

- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう市町村における避難に関するタイムライン(時系列の行動計画)や避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するた

めの方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を講じる必要がある。

(ゼロメートル地帯対策)

- ゼロメートル地帯においては、大規模自然災害時に、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の避難者が発生するおそれがあることから、県境を越える広域避難について検討を進める必要がある。

(重要業績指標)

家具の固定率：56% (H25) 65% (H35)
防災情報システム研修への市町村の参加率：85% (H26) 95% (H30)
(再掲) 訓練の実施：4 回程度 / 年 (H35)
同報系防災行政無線の他に、住民への伝達手段を複数整備する市町村： 全市町村 (H35)
外国人旅行者に対する災害情報の伝達に関する自治体向けの指針の周知数：54 市町村 (H30)
(再掲) 教職員の初任者に対する防災に関する校内研修：32.6% (H25) 90% (H35)
(再掲) 各特別支援学校の実情に応じた防災マニュアルの作成を推進するための指導・支援実施校数：15 校程度 / 年 (H26～H35)
(再掲) 各教職員の防災意識の向上を図るため、教職員研修の中に体系的に導入された防災研修実施回数：特別支援学校 各校 1 回以上 / 年 (H26～H35)
(再掲) 防災教育指導者の養成：600 人 / 年 (H26～H35)
(再掲) 高校生防災リーダーの育成：60 人 / 年 (H26～H35)

2) 大規模地震自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2 - 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(輸送ルートの確保対策の実施)

物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を進め、また、耐震強化岸壁等の輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、ゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域などの甚大な被害の恐れのある地域や中山間地域その他の孤立の可能性がある地域へつながらず道路の整備や離島航路の確保、発着岸壁の耐震強化を図る必要がある。

(迅速な輸送経路啓開に向けた体制整備)

迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間プロブ情報の活用等による道路交通情報の把握、関連する情報の収集、共有、提供など、必要な体制整備を図る必要がある。

(水道施設の老朽化対策等の推進)

水道施設は、老朽化対策と合わせ耐震化および飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を着実に促進する一方、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討や、応急給水計画策定促進等を進める必要がある。

(応急用食料等の調達)

南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による県全体の備蓄の推進や企業連携型BCPの策定の促進を図る必要がある。

(食料・燃料等の備蓄)

地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る必要がある。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。

地方の拠点となる「道の駅」の防災機能の充実、促進を図る必要がある。

(燃料等の仮貯蔵)

燃料仮貯蔵施設が多く立地する臨海部においては、BCP等の策定を促進させる必要がある。また、燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドライン等に基づき、関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

産官民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況にあわせた円滑かつ的確な支援の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。

(ゼロメートル地帯対策)

ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、短期間では救助しきれない孤立者に対する、大量かつ多地点への救援物資の輸送等について検討する必要がある。

(重要業績指標)

県営名古屋空港の耐震補強工事の実施：3箇所(H33)
県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備：4.7ha(H29)
必要水量を確保するための実効性のある計画の策定率：57%(H27) 100%(H29)
災害救助用食料の充足率：県の需要量に対し100%(H35)
広域的支援物資輸送訓練実施箇所率：100%(H35)
多様な物流事業者からなる協議会等の設置・開催：毎年度開催(H35)
物流事業者団体との災害時支援協定の充実(愛知県トラック協会)：実効性の維持・向上(H29)
物流事業者団体との災害時支援協定の充実(東海倉庫協会)：実効性の維持・向上(H29)
(再掲)国補助制度(消防防災施設整備費補助金)及び県補助制度を合わせた、市町村の整備需要への対応度合い(補助採択率)：100%(H35)
災害救助用備蓄物資と合わせ、県が拠出するべき物資の調達先の確保(充足)率：災害救助用物資の備蓄と合わせ県の需要量の100%充足(H35)
応急用食料の充足率：100%(H24) 100%を維持(毎年度)
ゼロメートル地帯や中山間地域での基幹的農道の整備：17.9km(H26) 26.4km(H31)
基幹的道路ネットワーク供用延長：約13km(H32)
都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約49km(H32)
緊急輸送道路等の整備延長：107.9km(H35)
緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所(H35)
(再掲)緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋(H35)
(再掲)臨港道路橋梁の耐震化：3橋(H35)
三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1施設(H35)、大型荷役機械：1基(H35)
港湾BCPの推進：3港(H35)
航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合：0%(H24) 100%(H28)

2 - 2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進)

災害時に孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備を推進する必要がある。特にゼロメートル地帯等甚大な被害の恐れのある地域や中山間地域等では、道路網の充実に努める必要がある。また、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図る必要がある。

(山間地等における避難路等の確保の促進)

山間地等において、民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

(孤立集落等の救出計画の策定等)

孤立集落発生時の効率的な活動体制の整備、必要な装備資機材の整備、通信基盤・施設の地域の実情に即した高度化等とともに、孤立集落に対する救援等の計画の策定を促進する必要がある。

(離島における船舶発着岸壁の耐震強化促進等)

離島において、海上輸送・連絡が可能となるよう船舶の発着岸壁の耐震強化を促進するとともに、民間及び関係機関が所有する海上輸送設備の活用について検討する必要がある。

(重要業績指標)

ヘリスボットの整備が必要な孤立可能性集落の把握：2 回程度 (H35)

孤立集落に関する現況調査の実施：2 回程度 (H35)

孤立可能性集落を有する市町村の衛星携帯電話等の配備率：100% (H35)

孤立可能性集落を有する市町村における伝達項目リストの作成率：100% (H35)

避難路に利用できる林道の整備：25.6km (H27 ~ H35)

旧三河山間 14 町村道路改良延長：約 11km (H32)

(再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：107.9km (H35)

(再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140 箇所 (H35)

(再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40 橋 (H35)

(再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3 橋 (H35)

(再掲) 三河港湾施設の耐震化 岸壁：1 施設 (H35) 大型荷役機械：1 基 (H35)

(再掲) 港湾 BCP の推進：3 港 (H35)

2 - 3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

自衛隊、警察、消防、海保等において、災害対応力強化のための体制、情報通信施設、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、水防団、自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保を推進する必要がある。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。さらに、応援部隊の一次集結やベースキャンプ機能を果たす中部圏における基幹的広域防災拠点の整備検討を進める必要がある。

SNS による住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る必要がある。また、災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める必要がある。

(災害対応業務の実効性の向上)

災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進する必要がある。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性を強化する必要がある。また、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

(消防団員の確保)

地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する必要がある。

(自治体等の活動の支援)

広域防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な活動を支援する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確

保に寄与する交差点改良等の整備、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、震災対策を着実に進める必要がある。地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。

(離島における救助・救急活動の検討等)

離島における救助・救急活動が確実に実施されるよう、船舶の発着岸壁の耐震強化を促進するとともに、移動手段の確保等、離島の救助・救急活動について検討する必要がある。

(ゼロメートル地帯対策)

ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、救助用ボートやヘリコプター等による孤立者の救助等について検討する必要がある。

(いのちと暮らしを支える交通環境の形成)

地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、ドクターヘリの配置等、複数の手法を適切に組み合わせて対処する必要がある。

(重要業績指標)

(再掲) 県営名古屋空港の耐震補強工事の実施：3箇所 (H33)

(再掲) 県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備：4.7ha (H29)

自主防災組織による活動カバー率：95% (H25) 100% (H35)

県内消防本部職員の外傷・災害対応講習の受講：100人/年 (H35)

県内消防本部と防災関係機関との合同訓練の実施：不定期実施 1回/年 (H35)

消防救急無線のデジタル化整備済団体の割合：28% (H26) 100% (H28)

消防団啓発普及活動の実施：1回/年 (H26～H35)

「大規模災害時における消防団の活動マニュアル」の策定：23市町村 (H27)

全市町村 (H35)

消防団協力事業所制度の実施：20市町村 (H26) 全市町村 (H35)

災害拠点病院におけるDMAT保有率：100% (H26) 100%を維持(毎年度)

広域避難場所等となる県営都市公園(7公園)の供用面積の拡大：93ha (H35)

(再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長：約13km (H32)

(再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約49km (H32)

(再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：107.9km (H35)

(再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策 140箇所 (H35)

(再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)

(再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)

2 - 4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(需要を想定した備蓄量の検討)

災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギー需要を想定した備蓄量の検討及び関係自治体間や民間団体等との連携体制を構築する必要がある。

(自立・分散型エネルギー供給の促進)

災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進めるとともに、医療施設や福祉施設等において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギーの導入支援等による方策について検討する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等の整備、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、震災対策を着実に進める必要がある。地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する必要がある。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報共有を協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する必要がある。

(重要業績指標)

通常時の6割程度の発電容量がある自家発電施設を保有し、燃料を3日分程度確保している災害拠点病院数：23病院(H26) 36病院(H29)
(再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長：約13km(H32)
(再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約49km(H32)
(再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：107.9km(H35)
(再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所(H35)
(再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋(H35)
(再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋(H35)

2 - 5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱

(帰宅困難者等の受入態勢の確保)

帰宅困難者対策については、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保、徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。また、一時滞在施設については、帰宅困難者の受入態勢の確保に向けて、自治体と関連事業者の連携強化を図る必要がある。また、混乱の発生を避けるため、**駅等にWi-Fiスポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討するなど、駅等に多数の人を集中させないよう対策を講じる。**

(交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整)

膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として、交通インフラの早期復旧を実施するため、関係機関の連携調整を事前に行う必要がある。

(プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等)

災害時に自動車同乗者に、適切な情報を提示するため、自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報を活用した渋滞状況を把握するとともに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等や、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。

(地方行政機関等の機能低下の回避)

地方行政機関等(警察等含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するとともに、庁舎等における帰宅困難者への対応を検討する必要がある。

(代替輸送手段の確保等)

大規模災害時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者の帰宅支援として、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等について、公共交通事業者等と方策を検討する必要がある。

(公共交通事業者等との連携強化)

海上輸送機能が停止した場合、離島に帰宅する住民、離島へ滞在中の観光客等が長期の帰宅困難者になることから、公共交通事業者等と連携しながら受入態勢の確保を図る必要がある。

(重要業績指標)

関係機関との帰宅困難者対策に係る意見交換：年1回(H27~H35)

2 - 6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(災害時における医療機能の確保)

大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る必要がある。

(災害拠点病院の耐震化の促進)

災害拠点病院の内、耐震化が未了の施設については、大規模地震の際災害時医療の中核としての機能を提供できるように、国庫補助金等を活用して耐震化を着実に推進する必要がある。

(災害拠点病院の防災・減災機能の強化)

災害拠点病院や救急医療施設については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における訓練の実施等を行う必要がある。さらに、浸水域にある災害拠点病院や第二次救急医療機関が医療機能を万全に提供できるよう対策を講じる必要がある。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、防災、震災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策等を着実に推進するとともに、被災地において迅速に医療機能を提供する方策を検討する必要がある。道路啓閉に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する必要がある。

(救急搬送の遅延の解消)

救急搬送の遅延を解消するため、自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、また、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する必要がある。さらに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備を推進する必要がある。

(医師の確保)

離島等、現在、常駐医師がおらず、災害時の迅速な医療提供が困難な地域にあっては、人的被害を拡大させることから、平常時から人口減少・流出対策を含めた医師不足が解消される取組を実施するとともに、発災時に常駐医師がいないことに対する対応方策を検討する必要がある。

(災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

各市町村における災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る必要がある。

(災害時要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する必要がある。

(重要業績指標)

処置拡大救急救命士の養成：584人(H26) 900人(H35)
医薬品搬送等訓練の実施：1回/年(H26～H35)
医薬品等の供給に関する協定を締結する団体数：5団体/年(H26) 5団体を維持(毎年度)
災害時医療救護活動に関する協定を締結する団体数：6団体/年(H26) 6団体を維持(毎年度)
平成25年4月から適用の新たな要件を満たす災害拠点病院数：24病院(H26) 36病院(H29)
災害医療調整本部、地域災害医療対策会議に係る訓練の実施：1回/年(H26～H35)
災害医療活動に係る情報収集等の研修・訓練の実施：4回(H26) 4回以上/年(H35)
広域搬送拠点臨時医療施設の設置・運営訓練の実施：1回/年(H26～H35)
災害時の心のケア活動に関する研修会の受講者数：50人/年(H26～H35)
(再掲)災害拠点病院、病院群輪番制参加病院の耐震化率：69.0%(H26) 85%(H35)

(再掲) 災害拠点病院における DMAT 保有率：100%(H26) 100%を維持(毎年度)
 (再掲) 愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km (H35)
 (再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長：約 13km (H32)
 (再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約 49km (H32)
 (再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：107.9km (H35)
 (再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140 箇所 (H35)
 (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40 橋 (H35)
 (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3 橋 (H35)
 (再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1 施設 (H35) 大型荷役機械：1 基 (H35)

2 - 7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(衛生環境の確保等)

消毒や害虫駆除等や、被災者の生活空間から病原微生物の温床となる廃棄物や下水等を速やかに排除、処理するための体制等を構築しておく必要がある。また、平時からの予防接種の促進等を図る必要がある。

(下水道施設の耐震化・下水道 B C P の策定)

下水道施設の耐震化を着実に推進するとともに、下水道 B C P の策定及び拡充を促進していく必要がある。

(医療活動を支える取組の推進)

医療活動を支える取組を着実に推進する必要がある。

(重要業績指標)

水処理機能及び汚泥処理機能の確保のための処理場施設の耐震化：53 施設 (H35)

重要管きよの流下機能確保のための管きよ施設の耐震化：0.9km (H35)

非常用自家発電設備の整備：10 施設 (H35)

3) 大規模地震自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3 - 1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

(治安確保のための体制と装備資機材の充実強化)

治安の確保に必要な体制を確保するとともに、非常用電源設備や装備資機材の充実強化を図る必要がある。

(公共の安全等の秩序維持体制の整備)

公共の安全と秩序の維持を図るため、本県として当該業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定める必要がある。また、各機関の派遣要領に基づく派遣体制の確立が必要である。

警察と防犯ボランティアとの連携の強化を図る必要がある。

(警察署等の耐震化)

警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を推進する必要がある。

3 - 2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(緊急交通路の確保)

停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する必要がある。

(信号機電源付加装置の整備)

停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を着実に進める必要がある。また、災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する必要がある。

3 - 3 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下

(基幹的広域防災拠点の整備等)

首都や隣接県の機能不全等が発生した場合の代替(バックアップ)・支援機能の強化等も視野に入れながら、名古屋市三の丸地区や県営名古屋空港、名古屋港など中部圏における基幹的広域防災拠点の整備検討を進める必要がある。

3 - 4 名古屋市三の丸地区などの地方行政機関、県、市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(地方行政機関等の機能維持)

防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る必要がある。また、地方行政機関等の情報通信ネットワークの冗長化等を図る必要がある。

- 大規模自然災害発生時に、被災状況を迅速に把握・共有し、円滑な応急対応を可能にするため、国と県が協力して活動する拠点が必要である。

(自治体の業務継続計画の作成及び見直し)

庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画の作成及び見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。

(防災拠点等の耐震化の推進)

防災拠点として位置付けられている官庁施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化等を着実に推進する必要がある。

(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化)

庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化を促進する必要がある。

(防災拠点等の電力確保)

電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。

(道路の防災対策等)

地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、~~道路の防災対策や無電柱化を着実に推進する必要がある。また、職員への研修等により、災害対応能力の向上を図る必要がある。~~道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策の一層の加速が必要である。

(タイムラインの策定)

最大クラスの洪水・高潮等に関する浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムライン(時系列の行動計画)を策定する必要がある。

大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムライン(時系列の行動計画)の策定を行うための仕組みについて検討する必要がある。

(応急活動等の継続のための事前対策)

関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署、警察署等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだ業務継続計画の策定を促進する必要がある。

(災害応急対策の実施体制の確立)

降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る必要がある。

(国・県・市町村間の連携強化)

市町村の避難勧告等に関する意思決定に対する県からの助言の実施や気象台から県への要員の派遣など、国・県・市町村間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく必要がある。

(重要業績指標)

(再掲) 県営名古屋空港の耐震補強工事の実施：3箇所(H33)

(再掲) 県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備：4.7ha(H29)

業務継続計画の策定：県及び18市町村(H26) 県及び県内すべての市町村(H35)

市町村幹部職員危機管理研修会の開催：1回/年(H35)

市町村の防災部門職員に対する防災専門研修の実施：2回程度/年(H35)

総合防災訓練の実施：1回/年(H35)

シェイクアウト訓練の実施：1回/年(H35)

地域住民や自主防災組織等の参加による地震想定での防災訓練を毎年度実施する市町村：全市町村(H35)

(再掲) 愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km(H35)

(再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所(H35)

(再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋(H35)

(再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋(H35)

4) 大規模地震自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

災害情報システムや通信手段が、一部の地域もしくは県全体に渡って途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図る必要がある。

(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)

電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに愛知県庁BCPの見直しを図る必要がある。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の防災対策、無電柱化を着実に推進する必要がある。道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。

(重要業績指標)

- (再掲) 愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km (H35)
- (再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140 箇所 (H35)
- (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40 橋 (H35)
- (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3 橋 (H35)
- 学校の耐震化(非構造部材除く)：97% (H25) 早期完了

4 - 2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(放送設備等の防災対策)

住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、放送設備の多重化等の対策を推進する必要がある。

(情報伝達手段・体制の確保)

民間放送事業者(テレビ局、ラジオ局)の中継施設の耐震化を推進するとともに、電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る必要がある。また、災害時にも新聞の発行を継続するために、編集用・輪転機用の非常用電源の確保や輪転機の耐震化を実施するほか、他地域の新聞社との間における緊急時相互発行の協定の締結を進める必要がある。

(多様な情報提供の手段の確保)

テレビ・ラジオ(コミュニティ放送を含む。)のいずれかが中断した際にも、情報提供ができるよう相互に補完できる連携体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム(Lアラート)の導入など、多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築を図る必要がある。また、甚大な災害が発生した場合は、自治体自らが遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を提供するため臨時災害 FM 放送局の開局も検討する必要がある。

(民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等)

民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等を図る必要がある。また、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊等の重要な施設における情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る必要がある。

(災害対応業務の標準化)

大規模地震自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する必要がある。

(情報通信インフラの整備)

耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、離島を含むすべての地域におけるブロードバンド環境を整備する必要がある。また、観光地や防災拠点等における無料公衆無線 LAN の整備を促進する必要がある。

(道路被害情報共有の強化)

大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る必要がある。

(堤外地への災害情報提供)

大規模自然災害時の港湾施設被害情報や復旧見通し等の情報を有効かつ効率的に共有するシ

システム等の仕組み作りを進める必要がある。

(水防テレメータシステムの更新)

県管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行い、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る必要がある。

5) 大規模地震自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(個別企業BCP策定等の促進)

個別企業のBCPについては、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる必要がある。特に、中小企業のBCP策定率を向上させるため、中小企業庁が整備したBCP策定運用指針やレベルに応じたBCPの様式等を活用し、普及活動を進める必要がある。

水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおけるリダンダンシーの確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象としたBCPの作成や浸水防止対策の実施を促進するための方策について検討する必要がある。

(地域連携BCP策定の促進)

大規模地震自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとのBCP策定に加え、コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図る必要がある。

(物流事業者BCP策定の促進)

物流事業者のBCPについて、企業毎のBCP策定に加え、物資輸送に係る物流専門家の派遣、育成、救援物資の第一次集約拠点の検討などを含めた企業連携型BCPの策定を促進する必要がある。

(港湾BCPの推進)

災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾BCPを確実に推進する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路・港湾・空港施設の災害対策の推進)

ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港、三河港、衣浦港、中部国際空港などの物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、国道23号名豊道路、国道41号名濃バイパス、国道153号豊田北バイパス、国道155号豊田南バイパス及び幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策や無電柱化、港湾・空港施設の耐震・耐津波強化対策等を着実に推進する必要がある。を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。

(水の安定供給)

水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する必要がある。

(重要業績指標)

中小企業のBCP策定率：5.3% (H25) 12% (H35)
(再掲) 愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km (H35)
(再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長：約13km (H32)
(再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約49km (H32)
(再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：107.9km (H35)
(再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所 (H35)
(再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)

(再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3 橋 (H35)
(再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1 施設 (H35) 大型荷役機械：1 基 (H35)
(再掲) 港湾 BCP の推進 3 港 (H35)

5 - 2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(燃料供給バックアップ体制の充実強化)

燃料供給のバックアップ体制を強化するため、石油元売各社における系列 B C P の策定を促進し、訓練の実施等を通じて燃料供給のバックアップ体制の実効性を高める必要がある。

(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、防災対策等地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持する必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。

(末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入)

エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーションや第二の公共交通機関となるタクシー用の燃料を確保するため、LP ガス充填所等の災害対応力を強化する必要がある。

また、工場・事業所等において移転などの抜本的な対策や自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。

(石油コンビナート等防災訓練の実施)

地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するために、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する必要がある。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路の検討が必要である。

(重要業績指標)

石油コンビナート等防災訓練の実施：1 回 (H26～H31)
タンク情報の共有及び更新：年 1 回 (H26～H35)
(再掲) 基幹的幹線道路ネットワーク供用延長：約 13km (H32)
(再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約 49km (H32)
(再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：107.9km (H35)
(再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140 箇所 (H35)
(再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40 橋 (H35)
(再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3 橋 (H35)

5 - 3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(石油コンビナート等防災計画の見直し及び防災体制の強化)

石油コンビナート等の防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関が連携し防災体制の充実強化を図る必要がある。

(コンビナートに係る設備の耐震化等)

南海トラフ地震等をはじめとする地震・津波に備えるため、耐震基準を満足しない石油タンクなどの設備について、耐震化や護岸の強化等の津波対策についても着実に推進する必要がある。

(有害物質等の流出防止対策)

火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する必要がある。
また、有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順を検討する必要がある。

(地域連携BCP策定の促進)

コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図る必要がある。

(重要業績指標)

石油コンビナートに係る設備の耐震化：89.34% (H25) 100% (H28)

5 - 4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止

(交通施設の防災対策の推進)

災害時の代替性を確保するため、新東名高速道路・東海環状自動車道・三遠南信自動車道など、名古屋都市圏の自動車専用道路網の着実な整備を推進し、特に、基幹的交通ネットワークの機能停止を回避するため、名古屋都市圏の環状道路を形成する名古屋環状2号線の着実な整備を図る必要がある。また、西知多道路の推進や浜松三ヶ日・豊橋道路の実現に向けた取組を進めるとともに、一宮西港、名浜道路の具体化及びリニア中央新幹線駅へのアクセス性向上を検討する必要がある。緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、震災対策及び社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。また、現在行われている鉄道施設の耐震対策のほか、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策、高潮対策等を引き続き着実に推進する必要がある。

大規模自然災害発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等の検討を推進する必要がある。

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築)

背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港および衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る必要がある。

(海上輸送拠点の耐震化等の促進)

陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港および衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い化など、港湾における地震・津波対策を着実に推進する必要がある。

(海上輸送機能に係る災害対応能力の強化)

港湾施設の多発同時被災による能力不足への対応を図るため、港湾BCPを確実に推進する必要がある。

(災害時の空港機能確保)

災害時に求められる必要な空港機能、輸送能力を確保していく必要がある。
空港機能確保のため耐震強化対策の他、災害時における運用面の充実及び実効性の強化を図る必要がある。

津波・高潮による浸水時の空港機能を早期復旧に資するため、電源施設等の浸水対策工事等を実施する必要がある。

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

地震や津波、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。

(輸送モードの連携・代替性の確保)

災害時における輸送モード相互の連携・代替性を確保し、公共交通機関の運行状況等の収集・整理と利用者・県民等への提供に向けた体制を構築する必要がある。

(貨物等の流出防止対策の推進)

臨海部のふ頭用地には、完成自動車やコンテナ、木材等の貨物が蔵置されており、津波や高潮等により、ふ頭用地が浸水し、貨物が泊地・航路などの水域施設や背後地へ流出することで緊急物資輸送や港湾活動の復旧の妨げとなる危険性があることから、貨物流出防止対策を推進する必要がある。

(名古屋港におけるポートアイランドの土砂流出対策)

社会経済上重要な航路閉鎖とならないよう、ポートアイランドの土砂流出対策を実施する必要がある。

(重要業績指標)

- (再掲) 県営名古屋空港の耐震補強工事の実施：3箇所 (H33)
- (再掲) 県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備：4.7ha (H29)
- (再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長：約13km (H32)
- (再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約49km (H32)
- (再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：107.9km (H35)
- (再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所 (H35)
- (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)
- (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)
- (再掲) 三河港湾施設の耐震化 岸壁：1施設 (H35) 大型荷役機械：1基 (H35)
- (再掲) 港湾BCPの推進：3港 (H35)

5 - 5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(金融機関における防災対策の推進)

金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する必要がある。

5 - 6 食料等の安定供給の停滞

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

広域にわたる大規模地震自然災害の発生時を想定した、全国的な食料等の供給・確保に関する脆弱性を評価し、連携の強化や食品産業事業者、施設管理者のBCP策定等を促進する必要がある。

災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者(運輸、倉庫等)、自治体等の連携・協力体制を強化する必要がある。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

農林水産業に係る生産基盤等については、漁港施設・農地海岸の耐震、耐津波性の向上、老朽化対策等、農業水利施設の耐震化、老朽化対策等、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

(サプライチェーン輸送モードの強化)

物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾、空港等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る必要がある。

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築)

背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時

における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港および衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る必要がある。

(重要業績指標)

(再掲) 農業用排水機場の耐震化：19 箇所 (H26) 79 箇所 (H35)
農道橋 (延長 15m 以上) を対象とした点検・診断の実施割合：約 29% (H26) 100% (H32)
(再掲) 大規模農業水利施設の耐震化、基幹的農業水利施設の耐震化：2 地区 (国・機構営) (H26) 3 地区 (国・機構営) (H35) 48.9km (県営) (H35)
(再掲) 農業用ため池の耐震化等の整備：31 箇所 (H26) 118 箇所 (H35)
(再掲) 漁港施設の耐震・耐津波強化対策の促進：11 漁港 (H35)
(再掲) ゼロメートル地帯や中山間地域での基幹的農道の整備：17.9km (H26) 26.4km (H31)
漁港施設の耐震・耐津波強化対策：11 施設 (H35)
(再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140 箇所 (H35)
(再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40 橋 (H35)
(再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3 橋 (H35)
(再掲) 三河港湾湾施設の耐震化 岸壁：1 施設 (H35) 大型荷役機械：1 基 (H35)

6) 大規模地震自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6 - 1 電力供給ネットワーク (発電所、送配電設備) や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止

(電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化)

電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。また、各機関における事業継続計画 (BCP) の作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する必要がある。

災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に推進するとともに、市町村や道路管理者等との間で土砂災害情報を共有するなどの連携強化が必要である。

(製油所の非常時出荷能力等の確保)

製油所の非常時出荷能力等を確保するため、ガソリン等の燃料について、備蓄、供給体制を整備するほか、通信・放送施設等の長時間停電等に備えるための燃料等を確保する必要がある。

(石油関連施設の防災対策の強化)

- 港湾機能を早期回復させるため、コンビナート港湾における関係者が連携したBCPを策定する必要がある。

(石油燃料の確保)

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。

(自立・分散型エネルギーの導入の促進)

- 災害時のエネルギーの供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源の多様化に対応し、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進していく必要がある。さらに、エネルギーセキュリティ向上のため、コージェネレーション等の分散型エネルギーシステムの普及拡大を推進する必要がある。

(タイムラインの策定)

- 電力やガス等の公益事業者が、被害をできる限り軽減するとともに、早期に復旧できるよう、変電所における機器の高上げや防水壁設置など重要施設が浸水被害を受けないようする対策

や、災害発生前のリードタイムを活かして重要設備等を安全な場所に移動するといったタイムライン（時系列の行動計画）策定を促進するための方策を検討する必要がある。

（ガス供給施設の耐災性強化）

- ガス供給設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、水密扉や防水壁などを設置するほか、施設のかさ上げや水の浸入箇所の閉鎖などの対策を実施しているが、浸水時に異常が発生する可能性がある施設については、引き続き計画的に取り替えを進めるなど、防災や保安に対する取組を強化する必要がある。

6 - 2 上水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の耐震化等の促進）

上水道、工業用水道施設について地震対策実施計画等の見直しを行うとともに、耐震性の不足している施設について耐震化を促進する必要がある。

（上水道等復旧の体制等の強化）

大規模地震自然災害発生時に速やかに対応するために、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及促進する必要がある。

（重要業績指標）

災害拠点病院へ供給する配水管の耐震化率：100%(H35)
災害拠点病院へ供給する配水池の耐震化率：100%(H35)
県営浄水場施設の耐震化の推進
浄水場の耐震化：5箇所（H35）、貯水池の耐震化：1箇所（H35）
県営水道施設の整備の推進
広域調整池の整備：6池（H35）、連絡管の整備：2路線（H35）、基幹となる管路の複線化：1路線（H35）

6 - 3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道施設の耐震化・下水道BCPの策定）

下水道施設について、耐震診断が必要な施設の点検を実施することにより、耐震性の不足する施設を把握し、処理場施設及び幹線管きょ施設等の耐震化、改築・更新の実施、非常時の電源確保等を推進していく必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道事業継続計画（下水道BCP）の策定及び継続的な改善による充実の促進を図る必要がある。

（農業集落排水施設・漁業集落排水施設の耐震化等の推進）

農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化等を着実に推進する必要がある。

（浄化槽の整備）

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

（污水处理施設等の防災対策の強化）

施設の耐震化、津波・高潮等の浸水対策等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。

（重要業績指標）

農業集落排水施設の機能診断の実施割合：4割（H26） 10割（H32）
（再掲）水処理機能及び汚泥処理機能の確保のための処理場施設の耐震化：53施設（H35）
（再掲）重要管きょの流下機能確保のための管きょ施設の耐震化：0.9km（H35）
（再掲）非常用自家発電設備の整備：10施設（H35）

6 - 4 地域交通ネットワークが分断する事態

(陸・海・空の輸送ルート確保の強化)

輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する国道 153 号豊田西バイパスや幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、国道 153 号伊勢神改良などの推進や迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。

大規模地震自然災害発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港および衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い化など、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等の検討を推進する必要がある。

海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める必要がある。

(交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備)

発災後、ETC2.0 プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、事業継続計画(BCP)の策定など必要な体制整備を図る必要がある。また、代替輸送ルート計画の支援などについて検討を進める必要がある。

(道路における冠水対策)

冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないように、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る必要がある。

(災害時における放置車両対策)

大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する必要がある。

(道路啓開の連携強化)

南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる必要がある。また、がけ崩れによる孤立集落を支援するため、内陸部への啓開についても検討を進める必要がある。

(重要業績指標)

(再掲) 県営名古屋空港の耐震補強工事の実施：3箇所(H33)

(再掲) 県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備：4.7ha(H29)

(再掲) 避難路に利用できる林道の整備：25.6km(H27~H35)

(再掲) 農道橋(延長15m以上)を対象とした点検・診断の実施割合：約29%(H26) 100%(H32)

(再掲) ゼロメートル地帯や中山間地域での基幹的農道の整備：17.9km(H26)

26.4km(H31)

国(中部運輸局) 愛知県トラック協会、東海倉庫協会との連絡会議の開催：1回/年(H35)

(再掲) 愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km(H35)

(再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長：約13km(H32)

(再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約49km(H32)

(再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：107.9km(H35)

(再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所(H35)

(再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋(H35)

(再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋(H35)

(再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1施設(H35) 大型荷役機械：1基(H35)

(再掲) 旧三河山間14町村道路改良延長：約11km(H32)

6 - 5 異常湧水や火山噴火等による用水の供給の途絶

(水の安定供給)

水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常湧水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する必要がある。

6 - 6 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

(避難所の運営体制等の整備)

被災者の避難生活を市町村が適正に支援できるよう、市町村における避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに、全市町村において、**高齢者、障害者、女性、外国人等の被災者の多様性**や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する必要がある。

(避難所の耐震化等の推進)

避難所となる施設等の耐震改修、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の表記(防災関係機関への地点番号のデータ配布)を行う必要がある。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する必要がある。

(避難生活における要配慮者支援)

高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる必要がある。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る必要がある。また、災害時要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する必要がある。

(避難行動要支援者への支援)

市町村における避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする必要がある。

(避難所の絶対量の不足に対する相互連携)

多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める必要がある。

(重要業績指標)

市町村における避難所運営マニュアルの整備：全市町村 (H35)
南海トラフ地震等対策事業費補助金の「災害時要配慮者対策事業」を活用する市町村：全市町村 (H35)
関係職員を対象とした運営訓練の実施：20人程度/年 (H27～H35)
災害時における生活環境安全対策マニュアルの充実：実効性の維持・向上 (H35)
(再掲) 県立学校の建物(Bランク IS値 0.3以上 0.7未満)の耐震化 (531棟)：100% (H28)

7) 制御不能な二次災害を発生させない

7 - 1 市街地での大規模火災の発生

(救助活動能力の充実・強化)

大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。また、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。さらに、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせる横断的に進める必要がある。

(火災に強いまちづくり等の推進)

大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を促進する必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。

(農業用燃料タンクの燃料流出防止対策の推進)

農業用燃料タンクの燃料流出防止対策の推進が必要である。

(消防団員の確保)

地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組みを実施する必要がある。

(重要業績指標)

(再掲) 自主防災組織による活動カバー率：95% (H25) 100% (H35)

(再掲) 補助制度(消防防災施設整備費補助金)及び県補助制度を合わせた、市町村の整備需要への対応度合い(補助採択率)：100% (H35)

(再掲) 避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業：459ha (H35)

(再掲) 地震時等に著しく危険な密集市街地の解消：104ha(H23) 100%解消に近づける(H32)

(再掲) 3 公園(大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地)の用地取得：1.4ha (H35)

7 - 2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(港湾の災害対応力の強化)

コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。

(河川・海岸堤防の耐震化等の推進)

津波等により浸水することを防ぐため、堤防等の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。

(河川・海岸の水閘門・排水機場等の耐震化の推進)

河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する必要がある。

(危険な物質を扱う施設における防災対策)

危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や護岸等の整備・強化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する必要がある。

(漂流物防止対策の推進)

南海トラフ地震等による大規模津波大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害が発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。特に、放置艇については、実効的かつ抜本的な解消、既存の水域等を有効活用した利用環境改善や地域振興に向け、取り組むべき施策や更なる対策の強化を総合的に取りまとめ、関係機関が着実な実践を図る必要がある。

(有害物質等の流出防止対策等の促進)

火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。

<p>(港湾BCPの推進)</p> <p>災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾BCPを確実に推進する必要がある。</p> <p>(物流施設・ルート of 耐災害性の推進)</p> <p>災害時の港湾物流機能の確保策について検討し、また、主要な橋梁の耐震化の推進等、物流ルートや物流施設の耐災害性を高める取り組みを推進する必要がある。</p> <p>(自然環境の保全・再生)</p> <p>自然環境を保全・再生することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る必要がある。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>(再掲) 海岸堤防(農村振興局所管)の耐震化: 9.7km(H26) 12.1km(H35)</p> <p>(再掲) 河川堤防の耐震化: 57.2km(H35)</p> <p>(再掲) 海岸堤防(水管理・国土保全局所管)の耐震化: 20.7km(H35)</p> <p>(再掲) 海岸堤防(水管理・国土保全局所管)の補強・補修: 5.0km(H35)</p> <p>(再掲) 海岸堤防(港湾局所管)の耐震化: 2.9km(H35)</p> <p>(再掲) 海岸堤防(水産庁所管)の耐震化: 3.4km(H35)</p> <p>(再掲) 海岸堤防(港湾局所管)の補強・補修: 0.9km(H35)</p> <p>(再掲) 漁港の津波対策施設の新規設置: 1.4km(H35)</p> <p>(再掲) 河川の水閘門・排水機場等の耐震化: 27施設(H35)</p> <p>(再掲) 農業用排水機場の耐震化: 19箇所(H26) 79箇所(H35)</p> <p>(再掲) 海岸の水門等(水管理・国土保全局所管)の耐震化: 20基(H35)</p> <p>(再掲) 海岸の水門等(港湾局所管)の耐震化: 18基(H35)</p> <p>(再掲) 海岸の水門等(水産庁所管)の耐震化: 32基(H35)</p> <p>(再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁: 1施設(H35) 大型荷役機械: 1基(H35)</p> <p>(再掲) 港湾BCPの推進: 3港(H35)</p> <p>(再掲) 航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合: 0%(H24) 100%(H28)</p>

<p>7 - 3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺</p> <p>(関係機関の連携)</p> <p>沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する必要がある。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める必要がある。</p> <p>(住宅・建築物の耐震化の促進)</p> <p>住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。</p> <p>(災害情報の収集体制の強化)</p> <p>各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制を強化する必要がある。</p> <p>(交通渋滞の回避)</p> <p>信号機電源付加装置等の整備を推進し、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するとともに、迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>(再掲) 住宅の耐震化率: 85%(H23) 95%(H32)</p> <p>(再掲) 耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数: 15,302棟(H23)</p> <p>1/5に削減(H32)</p>

7 - 4 排水機場等の防災施設、ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池の防災対策の推進)

築造年代が古く、大規模地震や豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の耐震診断や耐震化、ハザードマップの作成支援など総合的な対策を実施する必要がある。

(排水機場等の防災対策の推進)

排水不良による浸水の長期化を防ぐため、機場建屋の耐震性を確保する必要がある。排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う必要がある。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

ダム等の安全性や二次災害発生の恐れのある箇所への把握など、ソフトとハードを適切に組み合わせた対策を検討する必要がある。

(氾濫水排除に係る計画の策定)

氾濫被害の拡大防止や早期の復旧・復興のため、氾濫流の制御や、排水用の水門、排水ポンプ等による氾濫水排除に係る計画を策定する必要がある。

(道路における冠水対策)

ゲリラ豪雨時にアンダーパス等冠水する恐れがある箇所における車両水没災害を防止するため、道路排水設備の増設等を行い、安全性の向上を図る必要がある。

(重要業績指標)

(再掲) 農業用ため池の耐震化等の整備	: 31 箇所 (H26)	118 箇所 (H35)
(再掲) 農業用ため池の耐震診断の実施	: 603 箇所 (H26)	681 箇所 (H35)
(再掲) 農業用ため池のハザードマップの作成	: 598 箇所 (H26)	681 箇所 (H35)
(再掲) 農業用排水機場の耐震化	: 19 箇所 (H26)	79 箇所 (H35)

7 - 5 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の漏えい等の防止対策の推進)

有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成等について指導を進める必要がある。

(石綿飛散防止対策)

震災発生時の倒壊建屋等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」の徹底を指導する必要がある。

地震や津波により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進める必要がある。

(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)

保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく必要がある。また、県有施設の中には災害時に避難場所として使われるものが多いため、特に早期に処分を完了させる必要がある。

(環境測定機能の強化)

大規模災害時自然災害発生時にも、環境面における県民の安全・安心を確保するため、環境調査センターにおける環境測定機能を強化する必要がある。

(重要業績指標)

特定化学物質等管理書の提出率：100%(H35)
解体工事現場立入検査：200件/年(H25) 200件/年(H35)
愛知県内の高濃度トランス・コンデンサの処理の進捗率：79%(H25) 100%(H34)
愛知県内の安定器等・汚染物の処理の進捗率：100%(H33)
毒物劇物大量保管施設への立入検査件数：15件程度/年(H26～H35)

7 - 6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める必要がある。

(適切な森林の整備・保全)

森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。また、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。

(自然と共生した多様な森林づくりの推進)

森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を講じた上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。

(重要業績指標)

林内路網密度：23m/ha(H23) 24m/ha(H27)
県有林・海上の森で森林整備・保全活動を実施している組織数：37組織(H25)
55組織(H27)
(再掲) 治山施設の整備：108箇所(H27～H35)

7 - 7 風評被害等による国家経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。

8) 大規模地震自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8 - 1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定等)

東日本大震災における経験や知見を踏まえて策定された災害廃棄物対策指針(平成26年3月、環境省)に基づき、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。
市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。

(ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等)

老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進め、廃棄物の広域的な処理体制を整備する必要がある。

<p>処理施設がない離島については、本土側への移送が必要となることから、大量輸送手段を確保する必要がある。</p> <p>(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理) PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る必要がある。 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、市町村の回収・処理計画の策定を促進する必要がある。</p> <p>(漂着ごみの処理) 漂着ごみの処理の迅速化を進めるとともに、処理場などの施設の処理能力や操業状況の情報共有と相互利用の体制を検討する必要がある。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>(再掲) 愛知県内の高濃度トランス・コンデンサの処理の進捗率：79%(H25) 100%(H34) (再掲) 愛知県内の安定器等・汚染物の処理の進捗率：100%(H33) 本県被害予測調査等に基づく市町村災害廃棄物処理計画の策定率：100%(H35)</p>

8 - 2 人材（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<p>(復旧・復興を担う人材等の育成等) 地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓閉等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する必要がある。</p> <p>(地方行政機関等の機能低下の回避) 大規模地震自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る。</p> <p>(事前復旧・復興計画等の策定) 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を図る必要がある。また、大規模自然災害地震が発生した場合のTEC-FORCEの派遣ニーズに対応することができるよう、するため、TEC-FORCEの人員・資機材・装備の充実を図る必要がある。</p> <p>(災害ボランティアの円滑な受入) 県内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る必要がある。 ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備を図る必要がある。 また、東海圏・中部圏・全国域でボランティアの受け入れに関する調整を行うため、隣県や国と連携体制の構築について協議を進める必要がある。</p> <p>(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保) 遺体の処置を円滑に行うため、各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する必要がある。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る必要がある。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>県が抛出すべき死体袋の確保（充足）率：県の需要量に対し100%(H35) 火葬場連絡協議会及び訓練の実施：年1回(H26) 1回以上/年(H35) 模擬訓練実施による訓練プログラムの策定(H27) 県・市町村職員向け震災復興都市計画模擬訓練の毎年度実施 応急仮設住宅模擬訓練の実施 1回以上/年(H35) ヘリテージマネージャーの養成：80名程度登録(H26) 100名程度(H35)</p>

8 - 3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力を構築する必要がある。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。

人口減少地域においては、少子高齢社会の進行による地域コミュニティ崩壊の防止を図る必要がある。

(地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避)

治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等(警察/消防等含む)の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する必要がある。

(警察施設の機能強化)

南海トラフ地震のような大規模地震自然災害発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察施設の耐震化や非常用電源設備の充実を図る必要がある。

(重要業績指標)

(再掲) 自主防災組織による活動カバー率：95% (H25) 100% (H35)

情報伝達訓練の実施：1回/年 (H26～H35)

会議・研修等の実施：会議1回/年、研修1回/年 (H26～H35)

8 - 4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。

(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討)

基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を進める必要がある。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を着実に推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなどソフト対策を組み合わせた取組を推進する必要がある。

(重要業績指標)

(再掲) 県営名古屋空港の耐震補強工事の実施：3箇所 (H33)

(再掲) 県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備：4.7ha (H29)

(再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1施設 (H35)、大型荷役機械：1基 (H35)

(再掲) 港湾BCPの推進：3港 (H35)

8 - 5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

河川・海岸堤防等の耐震化など地震・津波による浸水対策を着実に推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制を整備しておく必要がある。

(地盤沈下対策の推進)

工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制指導を行うとともに、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を実施する必要がある。

(ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

河川・海岸の堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。

(湛水からの復旧の調整・検討)

津波地震・津波、洪水、高潮等による湛水から速やかに復旧するため、長期湛水が想定される区域の湛水排除作業の手順を検討する必要がある。また、放流先水域の管理者との事前の調整・検討および発災時の調整手段の整理が必要である。

(地籍整備の促進)

災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、更なる地籍整備の促進が必要である。

(重要業績指標)

地籍整備の推進：全市町村（H35）

（再掲）海岸堤防（農村振興局所管）の耐震化：9.7km(H26) 12.1km（H35）

（再掲）農業用排水機場の耐震化：19箇所（H26） 79箇所（H35）

排水路の耐震化：39.3km（H35）

可搬式応急ポンプの更新：100台（H35）

水準測量調査等の実施及び調査結果の公表：1回/年（H26） 1回/年（H35）

尾張地域の地下水揚水量：49万³m³/日以下（H26） 49万³m³/日以下（H35）

（再掲）河川堤防の耐震化：57.2km（H35）

（再掲）海岸堤防（水管理・国土保全局所管）の耐震化：20.7km（H35）

（再掲）海岸堤防（水管理・国土保全局所管）の補強・補修：5.0km（H35）

（再掲）海岸堤防（港湾局所管）の耐震化：2.9km（H35）

（再掲）海岸堤防（水産庁所管）の耐震化：3.4km（H35）

（再掲）海岸堤防（港湾局所管）の補強・補修：0.9km（H35）

（再掲）漁港の津波対策施設の新規設置：1.4km（H35）

（再掲）河川の水閘門・排水機場等の耐震化：27施設（H35）

（再掲）海岸の水門等（水管理・国土保全局所管）の耐震化：20基（H35）

（再掲）海岸の水門等（港湾局所管）の耐震化：18基（H35）

（再掲）海岸の水門等（水産庁所管）の耐震化：32基（H35）

8 - 6 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、市町村や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。

仮設住宅、復興住宅等建設用木材の安定供給に資する取組として、森林計画制度の円滑な運営や低コスト木材生産技術の開発、産地・加工・供給の一貫した木材流通システムの構築に取り組む必要がある。また、仮設住宅資材として、県有林材の緊急時の供給を検討する必要がある。

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

被災者が早期に住居を確保することができるよう、市町村や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する必要がある。

(自宅居住による生活再建の促進)

地震により被災した住宅や地震又は降雨等により被災した宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。

自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する必要がある。

(重要業績指標)

県産木材の生産量：10.2万 m^3 (H25) 12.0万 m^3 (H27)

被災建築物応急危険度判定士登録者：7,435人(H25) 10,000人(H35)

県内被災宅地危険度判定士：800人を維持

(再掲) 応急仮設住宅模擬訓練の実施：1回以上/年(H35)

(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1) 個別施策分野

行政機能/警察・消防等

行政機能

(業務継続計画等の見直し)

南海トラフ地震をはじめとした大規模地震自然災害発生時においても、行政機能等を維持するために、業務継続計画や各種防災対策計画等について、その実効性を高めるための訓練や評価を実施するとともに不断の見直しを図る必要がある。

(非常時優先業務の実施)

南海トラフ地震をはじめとした大規模地震自然災害発生時に、非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないよう対策を図る必要がある。そのためには、業務継続計画等を踏まえ、庁舎の耐震化、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。

(災害対応力の強化)

応急対応に不可欠な基幹的広域防災拠点について、名古屋市三の丸地区や県営名古屋空港、名古屋港などの整備を推進する必要がある。

復旧・復興に不可欠な各種データのバックアップ体制の整備、通信・連絡手段の確保、安否情報や被災者情報の取扱いについて検討する必要がある。

(地方分権の推進)

地方分権改革に関する提案募集等を活用して、国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、国に働きかける必要がある。また、地方分権や地方分権の究極の姿である道州制に関する調査研究、情報発信及び啓発活動による気運の醸成を図る必要がある。

(防災の主流化)

南海トラフ地震の切迫や雨の降り方の局地化・激甚化・集中化に伴う風水害、土砂災害の頻発等が懸念される中、県民の命と暮らしを守る喫緊の取組みが不可欠となっていることから、防災をあらゆる政策に反映させる「防災の主流化」を推進する必要がある。

(市町村への支援)

災害対応力を高めるため、国や関係行政機関、民間等の連携体制の構築を進めながら、平時より継続的に必要な人材を育成する必要がある。とりわけ絶対的な人員不足が懸念される自治体に対する支援を、非常時のみならず平時から継続的に実施し、県全体の体制強化を図る必要がある。

警察・消防等

(救助・救援に係る体制強化)

災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、自衛隊施設、消防防災施設、公共施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、救援に活用できる施設の調査、救援経路の啓開体制の事前整備等を推進する必要がある。

(災害対応の装備資機材等の充実)

災害対応のための装備資機材の整備・高度化を適切に行う必要がある。また、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、情報通信施設や通信機材の整備強化、情報収集・提供手段の多様化・多重化、防災情報等の高度化・共通化を図る必要がある。

(応援部隊の受援体制等の整備)

災害対応の業務標準化に関する検討を行い、自衛隊や警察、緊急消防援助隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の応援部隊等の受入れに必要な事前調整を行うなど、受援体制の整備等を推進する必要がある。

(地域における防災体制の強化)

地域防災力の充実強化に向け、核となる消防団や水防団・自主防災組織等については体制の強化、装備、訓練の充実、啓発活動の実施及び社会の変化に応じた柔軟な見直し等を進める必要がある。

(交通制御機能の強化)

自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブデータ等の多様な情報を活用し、発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用することが必要である。また、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等を整備するとともに、信号機電源付加装置については、中長期的な視点から、着実な整備を進める必要がある。

住宅・都市

(住宅・建築物等の耐震化)

住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。また、医療施設や警察施設、学校施設等の防災拠点となる施設については、耐震化を推進・促進する必要がある。天井、外装材、ブロック塀等の住宅・建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。

(火災に強いまちづくり等の推進)

大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を促進する必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進)

大規模地震発生時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の施設・構造物は脆弱性を有している可能性があることから、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に対し啓発を図る必要がある。

(水道施設の耐災害性の強化)

上水道施設の耐震化を着実に推進するとともに、人材やノウハウの強化等を県や県内市町村等の水道事業者などが連携して進める必要がある。

(下水道施設の耐震化の推進・下水道BCPの策定)

大規模自然災害時に下水道を速やかに復旧するために、下水道施設の耐震化を着実に推進するとともに、下水道BCPの策定及び拡充を促進していく必要がある。

(汚水処理施設の災害対応の強化)

施設の耐震化等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

名古屋駅等の大規模ターミナル駅周辺においては、大量の帰宅困難者の発生が予想されることから、受け入れ先としての一時滞在施設等の確保やその耐震化、物資の備蓄等のソフト・ハード両面の対策を推進する必要がある。また、混乱の発生を避けるため、駅等に人を集中させない取組を実施する必要がある。

(関係機関による連絡調整)

地震・津波からの大規模自然災害からの円滑な避難、帰宅の実現に必要な交通インフラの早期復旧や、物資の供給停止の回避等を実施するため、道路の防災、震災対策や無電柱化、沿道建物の耐震化等の推進に係る連携調整を関係機関等が事前に行う必要がある。を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の推進に係る連携調整を関係機関等が事前に行う必要がある。

(道路の防災対策の推進)

ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港、衣浦港、三河港などの物流拠点を結ぶ、国道23号名豊道路、国道41号名濃バイパス、国道153号豊田北バイパス、国道155号豊田南バイパス及び幹線道路ネットワークの整備を推進する必要がある。また、耐震強化岸壁へのアクセスとしての臨港道路等の防災、地震対策を進めるとともに、**防災、震災対策を推進する必要がある。津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する必要がある。**さらに、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」の整備を推進する必要がある。

(迅速かつ円滑に市街地が復興するための取組の促進)

大規模**自然**災害が発生した場合に、都市が迅速かつ円滑に復興できるよう、市町村と連携して復興計画や体制を検討する取組を進める必要がある。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と市町村が協働する取組を支援する必要がある。

(都市の防災・災害対策の推進)

地下街や地下鉄の浸水等の都市型水害に対しては、河川の氾濫防止対策や下水道による浸水対策を推進するとともに、ゼロメートル地帯等における台風時の洪水、高潮、内水による浸水対策を推進する必要がある。

(浸水対策の推進)

浸水被害軽減のため、排水機場や管渠、貯留施設の整備を推進するとともに、浸水実績や浸水想定区域にあわせて避難情報を記載した内水ハザードマップ作成を推進するなど、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する必要がある。
また、都市化の進展した地域では下水道管理者と民間が連携した浸水対策を推進する必要がある。

(住居の安全な地域への誘導等)

災害リスクが高い地域においては、災害の種類や頻度、地形地質条件等の地域特性を考慮し、地域住民の意向を踏まえつつ、新たな住宅への構造規定の追加による規制、既存の住宅の安全な構造への改修または移転等を促進するため、災害リスクについて充実した情報提供を行うとともに、関係法令に基づく規制区域の指定を促進する必要がある。

(総合治水対策の推進)

新川流域及び境川流域においては、治水施設整備に加え、流域での流出抑制対策や貯留施設整備などを合わせた総合的な治水対策を推進しているが、近年、大雨や短時間強雨の発生頻度が増加しており、浸水被害の発生リスクが高まることが予想されるため、河川管理者、下水道管理者、流域市町が連携して対策を実施し、効率的、効果的に浸水被害の軽減を図る必要がある。

保健医療・福祉

(災害時における医療機能の確保)

広域のかつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、資機材の確保、協定の締結、訓練の実施及び各種計画の策定等、適切な医療機能の提供の在り方について検討し官民が連携して取り組む必要がある。

医療機能を適切に活用するために、救助、救急、医療及び緊急物資等の輸送に必要な緊急輸送道路等の整備を推進するとともに、早期啓開早期閉鎖や医療物資物流の迅速な再開が可能となるよう、医療機関と交通・物流関係者との連携を強化する必要がある。さらに、浸水により医療機能が停止することがないように対策を講じる必要がある。また、医療・福祉機能を支える情報通信・非常用発電・代替水源の確保、水・食料等の備蓄等により防災・減災機能を強化し事業継続性を確保する必要がある。

(医療施設等の耐震化等)

大規模地震発生時における医療機能等の着実な提供に向け、耐震化が未了な災害拠点病院等及び福祉施設について耐震化を促進する必要がある。

また、防災・減災機能(水の確保、浸水対策など)が不十分な施設があり、災害時に必要な医療を提供できない恐れがあることから、こうした施設における対策を促進する必要がある。

(医療施設等における燃料の確保)

医療・福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自家発電施設の整備及び地下燃料タンクの耐震化や増強、再生可能エネルギーやガスコージェネレーション等の自立・分散型エネルギー整備への支援など、防災・減災機能の強化が必要である。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう、防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報共有する石油連盟との協定の締結など、石油燃料の運搬給油体制を確保する必要がある。

(災害医療活動の確保)

災害派遣医療チーム(DMAT)が活動の拠点へ到達できるよう、災害時の活動経路を早期啓開し、医療物資物流を確保するため、関係機関が連携し、道路の防災、震災対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を推進することにより、災害時の活動経路の早期啓開および医療物資物流を確保する必要がある。また、日本DMAT(災害派遣医療チーム)隊員については、養成研修受講の要望に対する受講枠を確保するほか、県内のみで活動できる都道府県DMAT隊員養成研修を継続的に実施する必要がある。

(災害時要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する必要がある。

(防疫の確保)

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒、害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築する必要がある。

(災害時保健活動の確保)

発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など中長期的な視点を持った、被災地での健康支援活動(保健活動)を速やかに展開する体制整備を図る必要がある。

(高齢者の役割の再認識)

高齢化社会を迎えている中で、元気な高齢者は地域の強靱化の大きな担い手であるとともに、災害時に助けられる側ではなく、助ける側に回れる高齢者を増やす必要があるため、高齢者の健康を維持する必要がある。

エネルギー

(エネルギーサプライチェーン等の強化)

個々の設備等の災害対応力や地域内でのエネルギー自給力、地域間の相互融通能力を強化するとともに、エネルギーの供給側と需要側の双方において、その相互補完性・一体性を踏まえたハード対策とソフト対策の両面からの総合的な対策を講じることにより、エネルギーサプライチェーン全体の強靱化を図る必要がある。

(燃料供給バックアップ体制の充実強化)

製油所の石油製品、石油ガスの備蓄の確保に努めるとともに、燃料供給のバックアップ体制を強化する必要がある。また、訓練の実施等を通じて燃料供給体制の実効性を高めるとともに、体制の充実強化や計画等の見直しを図る必要がある。

(エネルギー供給能力を維持する施設やシステムの強化)

電気設備や製油所のエネルギー供給能力維持のための施設やシステムの災害対応力強化を図る必要がある。

(燃料供給ルート確保に向けた体制整備)

発災後の燃料供給ルートを確保するため、啓開ルートの優先性や代替輸送ルートを検討するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る必要がある。

(エネルギーの確保対策の促進)

エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、関係機関・事業者等と連携しながら、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する必要がある。

(地域における自立・分散型エネルギーの導入促進)

コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進するとともに、スマートコミュニティの形成を目指す必要がある。また、農山漁村にあるバイオマス、水、土地等の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

石油商業組合との災害時の優先供給協定に基づき、サービスステーションの石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する必要がある。また、災害時に円滑な燃料供給を可能とするため、石油連盟との協定に基づき、石油連盟と共有する防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報の整備を図る必要がある。

情報通信

(情報通信機能の耐災害性強化、高度化)

災害時における業務の継続性確保に必要な情報通信機能の耐災害性を強化、高度化するため、行政情報通信ネットワークの冗長化、機能強化・改善に取り組む必要がある。

(情報手段の多様性の確保)

Jアラート(全国瞬時警報システム)の自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、ラジオ放送局の難聴対策・災害対策等により、市町村や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を推進する必要がある。

外国人を含む旅行者への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」の整備や無料公衆無線 LAN の整備促進など、多様な手段により情報を伝達する施策を着実に推進する必要がある。

(情報の集約化と提供体制の確立)

避難誘導や情報伝達等に係る共通ルールの確立が必要である。また、平時における情報の収集・提供の実施による体制の実効性確保や衛星携帯電話等の通信機器の整備を図る必要がある。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

情報通信の提供に必要な電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の供給ネットワークの災害対応力の強化や電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備を推進する必要がある。また、**道路の無電柱化などの地域の地震・津波対策を着実に推進するとともに、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。**

(地震・津波観測体制の充実・強化等)

地震予知観測網の整備充実や調査・研究の推進、伊勢湾・三河湾における海底地震計の新設等により、地震・津波観測体制の充実・強化の促進を図る必要がある。また、GPS 波浪計で検知した津波の情報を住民等へ迅速に伝達する仕組みを検討する必要がある。

(迅速で分かりやすい災害情報等の提供)

地震、津波、台風、豪雨等に際し、予測や被災状況の把握、適時・的確な防災情報を提供するため、気象衛星及び海底地震津波観測網の活用や防災情報システムの高度化、地理空間情報の整備・活用、防災技術開発等に取り組む必要がある。

(情報通信機能の被災の復旧体制の強化)

情報通信機能の早期復旧による社会経済活動の回復のため、復旧に係る車両の運用や、復旧活動に係る燃料確保等について体制を構築・強化する必要がある。

産業・経済

(サプライチェーンの脆弱性の分析・評価)

複雑化するサプライチェーンの見える化に努め、特定の工場・事業所等への中核部素材の生産の集中といった実態を把握し、沿岸部や堤外地等といった立地特性等を踏まえながら地域全体の被災危険性も考慮しつつ、脆弱性の観点から分析・評価する必要がある。

(企業BCP策定の促進等)

個別企業のBCPについて、引き続き策定を促進する必要がある。また、企業BCPの実効性を確保・定着させるため、継続的な教育・訓練による企業内の人材育成に努めるとともに、PDCA サイクルにより企業BCPの改善を図っていく必要がある。さらに、サプライチェーンを確保するために、企業連携型BCPの策定への取組を行うとともに、幅広く関係機関や関連他業種が連携できる体制を構築する必要がある。

(企業BCP策定マニュアル等の普及)

各企業におけるBCPの策定促進や実効性向上に向けて、企業BCP策定マニュアルの普及啓発を行うとともに、各企業と関係機関等の災害時の協力体制の確立を図る必要がある。

(サプライチェーン全体の災害対応力の強化)

BCP策定と合わせ、産業施設・設備の耐震化や非常用電源確保等による災害対応力の強化を図るとともに、サプライチェーンを支えるエネルギー供給、物流、情報通信基盤等における取組を推進する必要がある。

他地域での災害による影響を含む多様な視点からのリスク回避のためのサプライチェーンの複線化、部品の代替性の確保、工場・事業所等の移転・分散配置等について検討・促進する必要がある。また、大企業と中小企業等が協調して、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する仕組みの構築を促進する必要がある。

(金融機関における防災対策の推進)

金融機関における建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCPの策定を引き続き促進する必要がある。

交通・物流

(災害時における代替輸送ルート等の検討)

災害により分断、機能停止する可能性を前提に、広域的、狭域的な視点から新東名高速道路・東海環状自動車道・三遠南信自動車道など、名古屋都市圏の自動車専用道路網及び緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を着実に推進し、特に、基幹的な交通ネットワークの機能停止を回避するため、名古屋都市圏の環状道路を形成する名古屋環状2号線の着実な整備を図ることで

代替輸送ルートを確認する必要がある。また、西知多道路の推進や浜松三ヶ日・豊橋道路の実現に向けた取組を進めるとともに、一宮西港、名浜道路の具体化及びリニア中央新幹線駅へのアクセス向上を検討する必要がある。また、輸送モード相互の連携・代替性の確保について、関係機関が連携して幅広い観点から更なる検討を進める必要がある。

あわせて、新東名高速道路を初めとする高速道路・高規格幹線道路ネットワークの着実な整備を図る必要がある。

(陸・海・空の輸送ルート確保の強化)

輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する国道 153 号豊田西バイパスや幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、国道 153 号伊勢神改良などの推進や迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。さらに、道路における冠水対策や積雪・除雪対策、放置車両対策などの防災対策を推進する必要がある。

大規模地震発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港および衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い化など、港湾における地震・津波対策や貨物等の流出防止対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等の検討を推進する必要がある。

海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める必要がある。

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築)

背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港および衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る必要がある。

(輸送経路啓開や鉄道の運転再開に向けた体制整備)

発災後の迅速な輸送経路啓開や鉄道の運行再開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有・提供など必要な体制整備を構築する必要がある。

(物流に係る各種BCPの策定)

交通・物流事業者等による企業ごとのBCPに加え、企業連携型BCPの策定、訓練など、ソフト対策の取組を促進する必要がある。また、港湾施設の多発同時被災による能力不足への対応を図るため、港湾BCPを確実に推進する必要がある。

(物流施設・ルートの耐災害性の強化)

海上交通管制の一元化、航路啓開計画の策定、大規模な広域的防災拠点の整備等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組を推進する必要がある。

(港湾・空港における津波避難対策の強化)

港湾・空港における津波避難対策の検討については、関係機関相互の情報共有を図り、対策を議論するための検討体制を構築する必要がある。また、避難路や避難場所の整備を進める必要がある。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

産官民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況にあわせた円滑かつ確かな支援の実施に向けて、情報収集やバックアップ体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。

(迅速な道路啓開、復旧の体制整備)

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成を促進することで、迅速な道路啓開、復旧の体制を整備する必要がある。

また、南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「中部版くしの歯作戦」に

について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる必要がある。また、がけ崩れによる孤立集落を支援するため、内陸部への啓開についても検討を進める必要がある。

(リニア中央新幹線の開業)

我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルートの輸送モード相互の連携・代替性の確保に向けて、その超高速性により国土構造の変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトである「リニア中央新幹線」に関しては、国、地方自治体、関連事業者等が連携・協力しつつ、万全な体制で整備を着実に進める必要がある。

また、リニア中央新幹線の高速特性による効果を沿線地域以外にも波及させるため、リニア中央新幹線と鉄道、道路との結節機能の強化を図る必要がある。

(日本海・太平洋2面活用型国土の形成)

国土全体の強靱性を確保するため、整備新幹線の整備や道路ネットワークの強化を着実にすすめるなど、日本海側と太平洋側を結ぶネットワークの形成を推進・促進する必要がある。

(旅行者対策)

外国人旅行者を含めた県内旅行者が安心して移動・滞在できるよう、災害時における旅行者に対する情報提供や避難誘導の徹底等、防災体制の充実を図る必要がある。

(空港運用における広域リスク対策)

空港においては、遠隔地を含めた台風等による強風や、火山噴火による火山噴出物の影響を受けやすく、運用時の影響の把握や対策の検討が必要である。

(被災状況の迅速な把握・共有)

迅速な応急対策及び交通ネットワーク等の早期啓開や復旧作業のためには、被災状況を迅速・確実に把握できる体制を確保しておくことが必要であるため、ヘリコプター等による情報収集体制を整えるとともに、電子基準点による広域の地殻変動の検出、空中写真を使用した津波・土砂災害時の被害状況、標高データなどの情報を早期に収集する体制、各防災対応機関が人命救助活動などに共通して使用できる地図、情報図等を整備する必要がある。また、防災関係機関相互の通信手段の構築を行うことにより情報共有体制を確立するとともに、災害時に確実に使用できる通信手段を確保し、通信網が被災した場合でも確実に迅速に復旧できる体制を確立する必要がある。

農林水産

(災害時における食料確保対策の強化)

地産地消の推進や家庭内備蓄の促進等により、食料確保対策を強化する必要がある。また、食品産業事業者や関連施設管理者のBCP策定等について、今後、取組を強化していく必要がある。

(食品流通の早期再開に向けた連携・協力体制の拡大)

災害時において、想定される必要供給量を踏まえたうえで、食料等の安定供給機能についての脆弱性を評価し、複数の調達先の確保、食料等の生産・加工・流通の確保、農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や、流通・加工BCP/BCM構築、食品産業事業者や関連産業事業者(運輸、倉庫等)等による連携・協力体制の拡大及び定着等のソフト対策を実施することにより、食品流通における災害対応力を強化する必要がある。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農業用排水路や排水機場をはじめとする農業水利施設、漁港施設等の耐震対策、長寿命化対策、機能強化等を進める必要がある。

(農山漁村の防災機能の強化)

農山漁村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減のため、重要な保全対象施設の整備や漁港・漁村の防災機能の強化を推進する必要がある。

ため池のハザードマップ作成支援、漁港・漁村の防災機能の強化、山地災害防止等、ハード・ソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を推進する必要がある。

(農地や森林等の保安全管理と体制整備)

地域コミュニティ等との連携を図りつつ、**地域の特性に即した**植生の活用など、自然との共生の視点も含めた、農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等を適切に保安全管理することを通じて、**農地・森林等の荒廃を防ぎ、県土保全機能を適切に発揮させる必要がある。**これらが持つ洪水の緩和や土砂災害防止等の県土保全機能を適切に発揮させる必要がある。

(森林の有効活用)

地域コミュニティ等と連携した森林の整備・保全活動を推進するとともに、木材の利用が森林の適正な整備に寄与し、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に貢献することから、木材の積極的な利用を促進する必要がある。また、災害時における県有林材の仮設住宅資材としての供給を検討する必要がある。

(農山漁村地域整備交付金等の事業の促進)

再生可能エネルギーの導入による電力の地産地消の促進や地域活性化を図るため、農業用水を利用した小水力発電の導入などを**促進する必要がある。**

(都市農業の振興)

都市及びその周辺の地域においては、災害時の防災空間の確保など都市農業の持つ多様な機能が発揮されるよう、都市農業の振興を図る必要がある。

県土保全

(総合的な県土保全対策の推進)

南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害に対して備えるため、引続き土砂災害防止施設の整備、**河川改修、河川・海岸堤防等の耐震化等、高潮防波堤の整備、下水道施設の機能強化・耐震化等の施設整備、海岸保全施設の整備等を推進するとともに、**土地利用と一体となった減災対策、想定しうる最大規模の洪水、内水、津波及び高潮を想定したハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

(効果的な施設整備)

施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、**気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。**

(既存施設の管理・活用の推進)

海岸保全施設、河川管理施設、下水道施設等の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行うとともに、既存施設の効率的な管理・活用を推進する必要がある。

(市町村等への技術的支援)

災害復旧に不可欠な人材の育成や災害復旧に関する人材・ノウハウが不足している市町村等への技術的支援を迅速に行うための事前の体制を整備する必要がある。

(健全な水循環の維持、回復)

水循環の変化は、様々な要因によることから、関係機関が連携して、流域の総合的かつ一体的な管理、異常渇水への対応など、健全な水環境を維持し、または回復するための施策を包括的に推進する必要がある。

(総合的な土砂管理の取組の推進)

土砂の流れに起因する安全上、利用上の問題の解決と、土砂によって掲載される自然環境や景観の保全を図るため、山地から海岸までの一環した総合的な土砂管理を行う必要がある。

(遠州灘の砂浜の回復・保全)

海岸侵食の原因である、土砂収支の地域的なアンバランスを解消するため、沿岸全域において海岸が被災を受けない最小限必要な防護上の砂浜幅 20m を保持するため、潜堤整備、養浜による対策を行う必要がある。

(ダム建設事業の推進)

下流域での急激な水量増加を防ぐため、適切な水量調整機能を確保するために、ダム建設事業を推進する必要がある。

環境

(災害廃棄物処理計画の策定等)

東日本大震災における経験や知見を踏まえて策定された災害廃棄物対策指針(平成 26 年 3 月、環境省)に基づき、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。また、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。

災害廃棄物の円滑な処理に向け、他県、市町村、業界団体等との広域連携を図る必要がある。

(浄化槽の災害対応の強化)

浄化槽の被災に係る対応強化を図る必要がある。また、単独処理浄化槽については、より災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

(有害物質の漏えい対策等の強化)

有害物質の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、化学物質の適正管理、石綿飛散防止、PCB 廃棄物の適正処理等の対策を進めるとともに、環境測定の設定等の整備を進める必要がある。

(地球環境問題への対応)

近年増加している大雨などの背景には、地球温暖化による影響があると考えられており、今後は大雨の頻度と強度の増加、強い台風の増加などによる自然災害の増加が予想されているため、地球温暖化対策として低炭素社会の実現に向けた取組を進める必要がある。

土地利用

(安全な地域づくり)

南海トラフ地震等の発生が懸念されている大規模地震の特性や地形地質条件等の特性、**地域住民の意向等を踏まえながら、施設そのものの被害の防止と土地利用に係る規制・誘導を柔軟に組み合わせ、復旧・復興段階をも事前に見据えて検討し安全な地域づくりを進める必要がある。また、災害リスクのより少ない低・未利用地等に生活サービスや居住を誘導するため、災害リスクに関する情報提供を積極的に行うとともに、公共施設の更新の機会を捉え、そのような地域への移転を進めるなど、土地の有効利用と防災・減災を両立していく必要がある。**

災害に強い都市への再構築とともに、地域間が交通軸により結ばれた多核連携型のネットワークの形成を推進する必要がある。また、「新たな国土形成計画」で示されている「コンパクト+ネットワーク」については、集落地域における「小さな拠点」や地方都市における「コンパクトシティの形成」など、「コンパクト+ネットワーク」の考え方を基礎に、災害に対して強しなやかな地域構造を構築する必要がある。

(地籍整備の促進)

緊急輸送路整備などの事前防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍整備を促進する必要がある。

(首都機能をバックアップできる国土構造の構築)

東京への一極集中を是正し、国土強靱化に資するよう、中枢機能を適切に分担、バックアップできる国土構造の構築に取り組む必要がある。

2) 横断的分野

リスクコミュニケーション

(地域の災害対応力の向上)

災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させるために必要な取組を推進する必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援等により促進する必要がある。

(人材の育成と技術的支援体制の整備)

災害復旧に不可欠な人材の育成やノウハウを身につける防災・減災教育をけん引する施設の整備について検討する必要がある。また、東日本大震災等での事例や県内市町村の災害ボランティア受入体制の整備状況を踏まえ、災害時のボランティア活動の支援体制を整備する必要がある。

(指導者等の育成)

学識者、地方公共団体、民間事業者等関係者が参加する、リスクコミュニケーションの取組の中核となる連絡協議会を設置・開催することなどにより、災害から得られた教訓・知識を正しく理解し実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成等を支援する必要がある。

(民間投資の促進)

住宅・建築物等の耐震化、備蓄など災害への備えに対する関心が低いことから、国土強靱化のための民間投資を促すための普及啓発が必要である。

(効果的な教育・啓発の実施)

広範囲にわたる住宅の倒壊や家具転倒等による被害や津波被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修、家具の固定に繋がる効果的な教育・啓発を行う必要がある。また、ハザードマップの作成・周知などによる教育・啓発の取組を促進する必要がある。**この他、旅行先における火山噴火など大規模自然災害の被害に遭う可能性もあることから、幅広い分野の防災教育や意識啓発が行われる必要がある。**

家族、社会、仕事、学校等、生活のあらゆる側面について、「自分の命は自分で守る」ことを基本に、「助け合いの精神」を考えるきっかけとなる防災教育の実践を考える必要がある。特に、生涯にわたって災害から命を守ることができるよう、児童・生徒に対する防災・減災教育を推進するとともに、中学生以上には救助する側になってもらうための意識啓発や訓練を実施する必要がある。

県や市町村、県民や民間事業者などが愛知県の強靱化に関する教育、訓練、啓発等、双方向のコミュニケーションの機会を継続的に創出し、リスクに対して強靱な社会を築き被害を減少させる必要がある。

(非被災地への情報発信)

非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、今後の復旧・復興の見込み等に関する情報発信の体制を検討する必要がある。

(避難行動要支援者への対応)

避難行動要支援者を始めとする要配慮者への災害情報伝達、避難路・避難所・仮設住宅等のバリアフリー化、災害時医療機能の確保等について対応していく必要がある。

(災害対応業務の標準化等)

大規模**地震自然災害**発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する必要がある。

(共助社会づくり)

地域コミュニティの弱体化は、災害に対する脆弱性の増大に繋がることから、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進する必要がある。

地域を支える担い手を、中長期的な視点に立って、戦略的に育成していく必要がある。

(避難の円滑化、迅速化等)

避難の円滑化、迅速化等を図るため、市町村におけるタイムライン(時系列の行動計画)の策定等を促進するとともに、民間ビルなどの活用も含め、避難場所や避難経路等を安全な場所に確保する必要がある。

最大クラスの洪水・高潮・内水に関する浸水想定を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく必要がある。

(みずから守るプログラムの推進)

河川情報が水害時に住民の正しい行動につながることを目的に、住民目線の情報提供や、自助行動できる住民づくりを進めていく必要がある。

老朽化対策

(インフラ老朽化対策等の推進)

限られた財源の中で膨大な県有施設の老朽化に対応するため、愛知県公共施設等総合管理計画(平成27年3月策定)とそれに基づく施設類型ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定により、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進する必要がある。

(維持管理の体制整備)

施設の点検・診断を一定の基準に基づいて実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用する、というメンテナンスサイクルの構築や、故障が発生する前に補修・修繕等を実施して性能・機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を導入するなど、安全・安心の確保を最優先としつつ維持・更新に係る経費の軽減・平準化を図る必要がある。

(市町村への支援)

道路や下水道等の社会資本の多くは市町村が管理を行っているが、技術面、人材面で課題を抱える市町村が持続可能なメンテナンス体制を構築できるように、関係機関が連携して支援する必要がある。

研究開発

(強靱化に関する研究開発の促進)

国土強靱化に関する研究開発による科学技術イノベーションの活用を促進するため、研究開発の体制づくりの促進と成果の普及を図る必要がある。

(技術開発成果の転用と活用)

国土強靱化の取組には、地球観測衛星による迅速な災害情報の収集、長周期地震動による影響、老朽化点検・診断技術等、応用技術に至る幅広い分野の研究開発が求められる。このため、国土強靱化以外の分野を含めた技術開発成果の転用、活用について検討し、長期的な視点に立って効率的、効果的な技術開発を進める必要がある。

(イノベーションの創造)

戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)による、レジリエントな防災・減災機能の強化等のプログラムにおいて、研究開発を着実に推進し、その成果の活用を図る必要がある。

産学官民・広域連携

(大規模災害時の広域連携)

大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等、地域のみでは対応できないことが想定されることから、広域的に行政や関係団体及び民間企業の連携体制や応援体制を構築する必要がある。

(産学官民の連携)

大学等の研究組織と連携しながら、**地震防災対策に関する地震など大規模自然災害への対策に関する調査・研究**を行い、県内の民間企業、住民等に広く情報発信、教育・啓発する必要がある。また、実際の防災・減災対策において、得られた研究成果の活用を図る必要がある。

愛知県の強靱化に係る課題等について、継続的に議論される場を整備するとともに、この地域における防災・減災に関するシンクタンク機能を充実させる必要がある。

(愛知県の強靱化に資する適切な民間資金の活用)

様々な主体との役割分担の中で、県が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、さらなる民間活力の導入を推進する必要がある。

(広域防災拠点の整備等)

大規模地震発生時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地域特性を考慮した広域的な防災拠点の確保に取り組む必要がある。

大規模災害時における司令塔機能や国内外からの緊急支援物資・支援人員の受け入れ、配分等の機能を担う中部圏の基幹的広域防災拠点として、名古屋市三の丸地区、県営名古屋空港、名古屋港等の整備を促進するほか、首都や隣接県の機能不全等が発生した場合の代替(バックアップ)・支援機能の強化等も視野に入れ、検討を進める必要がある。

(南海トラフ地震の関係都府県市との連携)

県域を越えた広域連携体制を確認するために、近隣県との連携による広域的な訓練など必要な取組を実施する必要がある。また、防災・危機管理に関する連絡会及び協議会等に参加することにより、関係都府県市との連携を密なものにするとともに、様々な課題について情報収集、情報交換を行い、相互の認識の共有化を図る必要がある。

(市町村間の協調・連携に係る取組の推進)

名古屋市近隣市町村防災担当課長会議、海部地域防災行政研究会、知多地域防災減災研究会、西三河防災減災連携研究会、東三河地域防災協議会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する必要がある。

(対流促進型国土の形成)

「新たな国土形成計画」で示されている「対流」とは、地域間のヒト、モノ、カネ、情報の流れであり、地域の活力やイノベーションを創出するものであるが、災害時における地域間の連携・協力にも資するものであることから、様々な主体が主体的、戦略的に「対流」の発生、維持、拡大に努め、「対流促進型国土」の形成に貢献する必要がある。

(地域の民間企業等との連携)

交通事業者や公益企業者等による交通機関・ライフラインの復旧、建設業者による道路啓開や応急復旧、サプライチェーン確保による食料・燃料の安定供給など、地域の民間企業が果たす役割は大きい。地域レベルでの官民の連携協力を促進する必要がある。